

# かながわ

第 **127** 号

2024.8.31

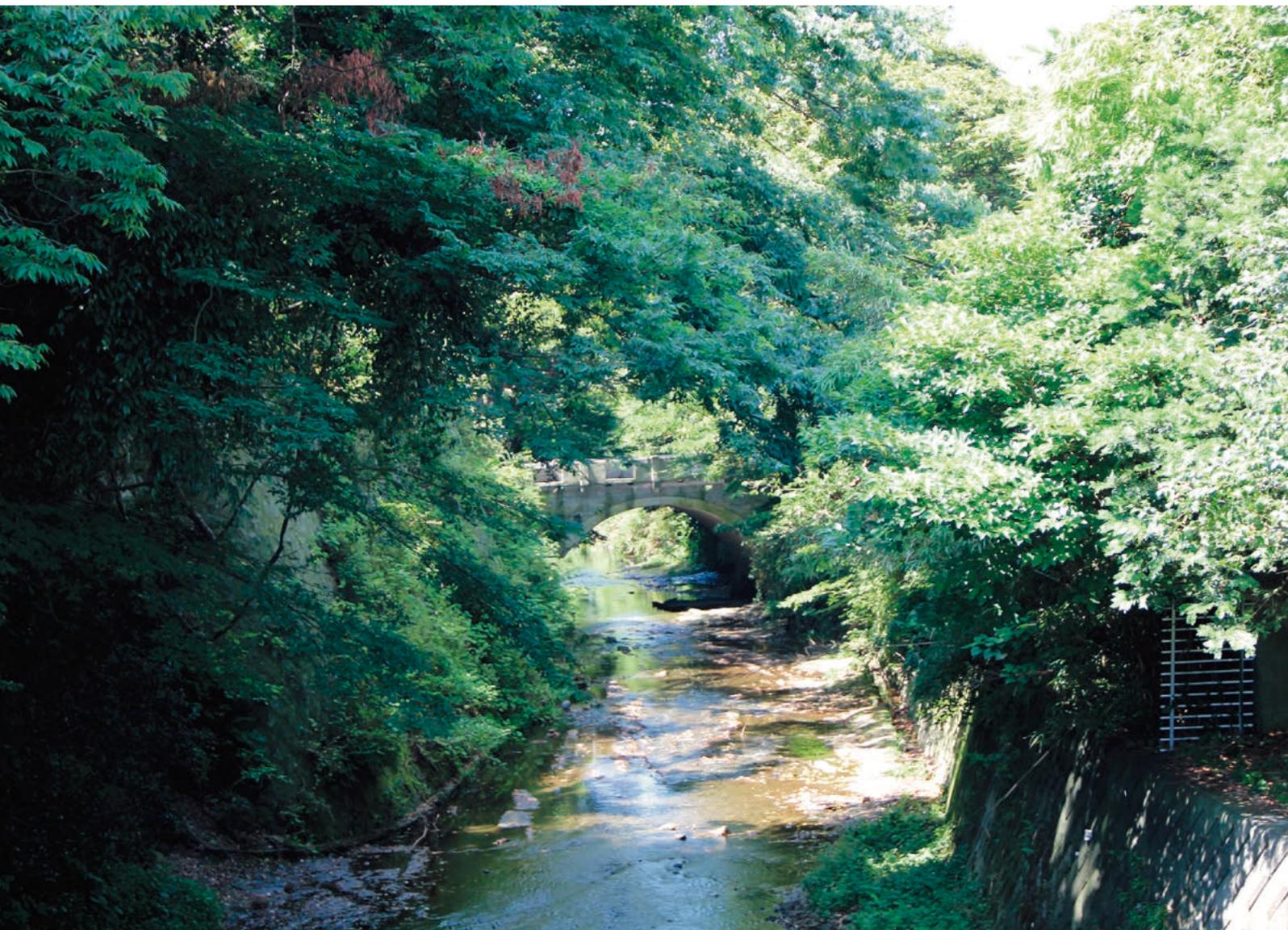


Photo credit : 東勝寺橋  
(提供 : 鎌倉商工会議所)

## CONTENTS

- |     |               |    |               |
|-----|---------------|----|---------------|
| 2・3 | ごあいさつ         | 11 | 神奈川労働局からのお知らせ |
| 4～6 | 各種総会・表彰報告     | 12 | 会員事務組合紹介      |
| 7   | 労働保険未手続事業一掃業務 | 13 | グルメ情報・家族の自慢   |
| 9   | 労保連労働災害保険事業   | 14 | 神奈川支部からのお知らせ  |
| 10  | 総コン業務         |    |               |

# 社会の変革の中で

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会  
神奈川支部 支部会長 関田 昌樹



日頃より、会員の皆様には支部事業に多大なご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本機関紙が皆様のお手元に届くころ、パリオリンピックは閉会し、月末からのパラリンピック開催を待つ時期になっています。つい先日のように思える3年前、1年延期となった東京大会は史上初の無観客で開催されました。スポーツの祭典とは到底思えない静寂な会場で、スタンドに熱狂するファンのいない中、それでもアスリートたちは全力を尽くして限界に挑戦していました。今回パリ大会は8年ぶり有観客の祭典です。そして地球環境問題に配慮し、持続可能性をレガシーにすることを重要視することです。世界のそこかしこでは、未だ戦火やまず、飢餓や貧困に苦しむ人々がいることも忘れることなく、様々な思いの中で祭典を楽しめたら良いなと思っています。

令和2年正月明けに始まった新型コロナウイルス感染症は令和5年のゴールデンウィークまでの3年4ヶ月を経てようやく収束し、世の中は活況を取り戻してきてはいます。しかし、コロナ禍により、世界中で急速に広がる格差と分断には更に拍車がかかったと思われれます。巨額の富が集中する一部の富裕層と、多数の不遇な環境で生活する層との格差がその一つです。先日、令和6年度全国最低賃金の引き上げ額が答申されました。今年度春闘での平均賃上げ率が約5%、政府が目指す10年後の目標が1500円、そして想定通り今年度の引き上げ額は全国平均で50円となりました。つまり、神奈川県は1162円前後になるということです。価格転嫁がスムーズに受け入れられ

ない中小事業所で、いくら生産性を上げよ、設備投資をせよと言われても、そんな簡単にできない現状の中であり、ますます廃業や倒産に至る事業所が増大することが危惧されます。

政府はこのような事態を回避するための支援策として、店頭に品物を並べるように次々と新たな助成金制度等を策定しますが、もともと中小企業にとってはハードルが高い要件さえも、毎年のように変更するものですから、とてもついていけないのが実態です。仮に助成金が取れたとしてもその場限りですので、次年度以降にはまた同様のことが繰り返されるだけです。もう少し、格差拡大を縮めるような抜本的な施策を出してもらいたいと常々思っています。

そのような思いをいただきつつ、労働保険事務組合は中小事業主の皆様のご委託を受けて、労働保険や雇用保険の手続きと保険料の徴収納付の事務を行っています。制度改正が目まぐるしく進む中、その本来業務の他に、できる範囲でのアドバイザーやサポーターとしての役割は、日々重要になってきているものと思います。そのために、会員事務組合の皆様にとって、必要な事業を神奈川支部は実施してきております。事業を推進するため6つの委員会を設け、社会情勢の変化に合わせ、知恵を出し合い、事業を行ってきています。是非とも、支部の事業へのご理解とご協力をお願い申し上げます。それが会員事務組合の皆様と、更には委託事業主と労働者の皆様の利益につながると思っております。

まだまだ続く暑さの中、皆様方のご健康とご活躍を祈念申し上げます。

# 労働保険制度の健全な運営にあたって

神奈川労働局長  
藤 枝 茂



一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃から、労働保険の適用徴収業務を通じて、労働行政の円滑な運営に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

神奈川県の雇用情勢は、インバウンド消費の復活等により宿泊業をはじめ多くの産業で求人数が増加しており、一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっていますが、エネルギー価格や為替動向など物価上昇等が雇用に与える影響について注視する必要があります。

このような状況下において、今年度、神奈川労働局では「すべての人がいきいきと働くかながわを目指して」をスローガンとして

- 1 賃金引き上げに向けた支援と非正規雇用労働者の処遇改善
- 2 リ・スキリングの推進と人材確保の支援
- 3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

を重点施策に掲げ、業務改善助成金の活用による生産性の向上を通じた中小企業の賃金引上げ支援や、「同一労働同一賃金」の遵守徹底など非正規雇用労働者の処遇改善に取り組みます。また、令和6年11月に予定されている「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行に当たっては、周知啓発や相談対応等に取り組み、フリーランスの就業環境の整備を推進してまいります。

ところで、これらの各種施策を財政面から支えるとともに、労働者のセーフティーネットとして重要な役割を果たしているのが労働保険制度です。その中で、労働保険事務組合制度は、専門性を要する事務処理を委託することで中小事業主・小規模事業主

の負担を大幅に軽減し、事業主、労働者が共に安心して働くことができる環境をつくるために重要です。

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者福祉の向上等の観点から、労働保険未手続事業の一扫及び労働保険料の収納率の維持・向上は極めて重要な政策課題となっております。近年の状況を見ると、適用事業場数は年々増加し、保険料の収納率も高水準で維持されているのは、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部並びに会員の皆様の御協力があったことであり、御努力に感謝申し上げます。しかしながら、依然として小規模事業場を中心に未手続事業が存在している現状でもあります。

労働保険未手続事業一扫業務については、令和6年度から令和8年度までの3年間、引き続き一般社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託して実施いたします。今後とも連携を密にしながら、未手続事業の早期解消に向けて、積極的に取り組む所存です。引き続き皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、労働保険関係手続の電子申請の利用率を向上させることにより、事業主が行政手続に費やすコストを削減することができるため、当局においても、電子申請の利用促進の取組を積極的に進めております。電子申請を利用いただいている労働保険事務組合も着実に増えておりますが、なお一層の御利用と、労働保険関係手続のみならず、雇用保険、労働基準関係手続にかかる電子申請の利用と勧奨にも御協力をお願いいたします。

最後になりますが、貴支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝を心より祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

## 令和6年度支部通常総会

令和6年5月20日(月)、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部の令和6年度支部通常総会は、HOTEL PLUMMにおいて、支部会員265組合(委任状208組合含む)の出席により開催されました。

総会は、関田支部会長の開催のあいさつより始まり、支部規約第9条の6に基づく議長には横浜経営者協会の瀧澤一郎様(横浜地区協議会)が選出されました。書記は事務局、議事録署名人に諸星洪平様(西湘地区協議会)と石川かをる様(港北地区協議会)が指名され、次の議案について審議が行われました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告承認について
- 第2号議案 令和5年度収支計算書(監査報告)承認について
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)承認について
- 第4号議案 令和6年度収支予算書(案)承認について

議案は、原案どおり承認されました。

令和6年度事業計画における重点事業は、次のとおりです。

1. 組織運営の充実強化
2. 労働保険事務組合業務の改善等
3. 労働保険未手続事業一掃業務
4. 指導・育成事業
5. 労働福祉事業
6. 普及広報事業



関田昌樹支部会長



瀧澤一郎議長



総会風景



山邊鉄也総務委員長



おめでとうございます



令和6年度 優良委託事業所  
42事業所が表彰されました！

令和6年5月20日(月)、HOTEL PLUMMにおいて開催された支部通常総会に引き続き、令和6年度「優良委託事業所表彰式」を執り行いました。

日頃労働保険に対し深く理解と協力をいただいている委託事業所(42事業所)及び優良事務組合に対し関田支部会長より表彰状及び記念品を授与いたしました。

来賓代表として神奈川労働局総務部労働保険徴収課課長 丸山光昭様及び神奈川県社会保険労務士会会長 中屋裕仁様の祝辞、受賞者を代表して社会福祉法人白百合会第二白百合乳児園 園長 柿原建男様(横浜地区協議会)の謝辞等があり、高橋支部副会長の閉会の言葉をもって盛会裏に終了いたしました。

受賞された皆様、おめでとうございます。



謝辞 柿原建男様



神奈川労働局徴収課課長丸山光昭様 神奈川県社会保険労務士会会長中屋裕仁様

● 令和6年度 優良委託事業所表彰

管轄	優良委託事業所名	事務組合名	
横浜	荒木工業株式会社	横浜中央工業会	
	医療法人染谷医院	一般社団法人横浜市医師会労働保険事務組合	
	有限会社霞建機	横浜経営者協会	
	株式会社大河原工務店	横浜市労務協会	
	社会福祉法人白百合会第二白百合乳児保育園	労働保険事務組合 中小企業振興会	
	三和化成工業株式会社	京浜労基協会	
	医療法人社団川平デンタルクリニック	公益社団法人 神奈川県歯科医師会	
	片山歯科医院	公益社団法人 神奈川県歯科医師会	
	丸光商産有限会社	神奈川労働保険センター	
	株式会社和光	港都労務協会	
	株式会社ナンエツ工業	神奈川労働協会	
	株式会社一芳	神奈川SR経営労務センター	
	株式会社神中運輸	神奈川SR経営労務センター	
	床屋ホソカワ	神奈川県 理容生活衛生同業組合	
	株式会社IKホーム	中小企業みらいサポート	
	有限会社昌本商事	在日本朝鮮神奈川県商工会	
	戸塚	有限会社増井新聞店	経営労務管理センター
	川崎	株式会社GMP	東亜企業振興会
株式会社昭和電機製作所		川崎労務管理協会	
高野眼科医院		キャピタルアシスト	
横須賀	株式会社ヤマミ	三浦商工会議所	
	有限会社すずや	衣笠商店街振興組合	

管轄	優良委託事業所名	事務組合名
平塚	株式会社菊穂	平塚商工会議所
	株式会社SAKAE	神奈川商工振興会
小田原	有限会社金子畳店	小田原箱根商工会議所
	アライ・リステム株式会社	小田原労務指導協会
藤沢	有限会社永澤自動車工業	鎌倉商工会議所
	株式会社濁川工務店	大船建築職組合
	株式会社平野製館所	湘南労働保険協会
	ミヤジフーズ株式会社	相模労務センター
相模原	株式会社アローズ	一般財団法人 湘南青色申告会
	株式会社清電社	相模原電気工事協同組合
厚木	有限会社西浦塗装工業所	相模原商工会議所
	梶谷産業株式会社	海老名商工会議所
松田	シンワ電子株式会社	Naito事務所労働保険協会
	株式会社アンドーデンキ	秦野商工会議所
	コーワ堂株式会社	西湘企業団
横浜南	有限会社田原工業	労働保険事務組合 ビジネスセンター
川崎北	株式会社ズー	T K C 経営労務協会
	株式会社アクタス	協同組合高津工友会
港北	学校法人原田学園 みたけ台幼稚園	中小企業経営者協会
大和	兄弟自動車ボディー 修理工場	大和商工会議所

● 令和6年度 労働災害保険優良事務組合

管轄	事務組合名
相模原	フェデルタ

## 令和6年度 全国労働保険事務組合 連合会通常総会

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会の令和6年度通常総会は、令和6年6月24日(月)、東京都千代田区、経団連会館国際会議場において、盛大に開催されました。

各議案について、慎重審議のうえ原案どおり可決承認されました。

神奈川支部から、瀧川直温氏、高橋由紀恵氏、岡崎健吾氏、田中穰氏の4名が代議員として出席しました。



岡部正治連合会会長



総会風景

## 全国労働保険事務組合 連合会会長表彰式開催

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会通常総会に先立ち、事務組合制度の発展と事業の推進に顕著な功績のあった個人(64名)、団体(16組合)、事業所(21事業所)について表彰状及び感謝状が贈られました。

当支部の受賞者は、次のとおりです。

### 感謝状(個人)

進藤 泰子 様 (横浜地区協議会)  
小山田 茂 様 (相模原地区協議会)

### 感謝状(団体)

神奈川労務協会 (横浜地区協議会)

### 労働災害保険契約事業場(表彰状)

株式会社海津工業所 (横浜地区協議会)



表彰者 謝辞



神奈川支部表彰者

# 労働保険未手続事業一掃業務

事業推進委員長 工藤 克己

労働保険未手続事業一掃推進員の皆様、日頃から労働保険の未手続事業の把握とその解消にご尽力いただき誠にありがとうございます。神奈川支部の昨年度の実績数は、一昨年度との比較では加入勧奨事業件数及び労災保険・雇用保険成立件数ともに上回りましたが、何れの項目も目標を達成することができず大変残念な結果となってしまいました。

労働保険未手続事業一掃業務に関しましては全国労保連が一般競争入札によって落札し、今年度は新たな3年契約の初年度となります。ただ、新たな契約におきましては手続勧奨推進費の支給要件等が昨年度と比べて大きく変わっておりますので、9月30日(月)に万国橋会議センターにおいて開催する労働保険未手続事業一掃推進員研修会に是非とも参加いただきたくよろしくお願いいたします。

コロナ期において加入勧奨活動の自粛を余儀なくされ、その後活動が緩和されたもの思うような成果に結びつけることができなかつたことは非常に残念でしたが、新たな契約のもとに新たな心持ちで取り組んでいただき、推進員の皆様が一件でも多くの実績を残すことができるよう、事務局といたしましてもできる限りの支援を行いたいと考えておりますので目標達成のためのご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年度の神奈川支部の目標件数は以下のとおりです。

- ①加入勧奨事業件数（調査説明費の対象件数） 5,238件（前年度5,080件）
- ②労災保険成立件数（労災保険成功報酬費の対象件数） 1,500件（前年度1,790件）
- ③実施事務組合活動率（推進員登録事務組合に対する割合） 70%（前年度 75%）

## 未手続事業一掃業務に係る調査説明費の支給について（R6.6.11現在）

令和6年度限りの取扱い（タイプ1-2の取扱いについてはタイプ1-1と同様）

手続勧奨を実施（訪問）した結果	タイプ1-1 労働局又は厚生労働本省から 情報提供を受けた事業	タイプ1-2 支部が情報を収集した事業 (NTTデータ等)	タイプ2 推進員が自ら情報を 収集した事業
①未手続で労働者がいることが判明 ※「労働保険手続勧奨状況報告書」 (様式第4号)に網羅すべき情報 が適正に収集されている場合	1,500円×回数 (上限3回)	1,500円×回数 (上限3回)	1,500円×回数 (上限3回)
②成立手続済、労働者がいない 等の手続勧奨対象外事業 ※「労働保険手続勧奨状況報告書」 (様式第4号)に網羅すべき情報 が適正に収集されている場合	500円×1回 ・要件(別紙)を全て満たす場合かつ 1回のみ 1,000円×1回 ・委託契約書において、「委託業務の 実施に要する経費」を支払限度額 の範囲で支払う旨の記載があり、 上記①との差額相当分が追加された	500円×1回 ・要件(別紙)を全て満たす場合かつ 1回のみ 1,000円×1回 ・委託契約書において、「委託業務の 実施に要する経費」を支払限度額 の範囲で支払う旨の記載があり、 上記①との差額相当分が追加された	支給しない
③事業主と面談できないなど上記 ①、②のいずれにも該当しない	1,000円×回数(上限3回) ・網羅すべき情報が収集できなかったものの、訪問した事実に基づき、 上記②と同様に差額相当分と同額 が追加された	1,000円×回数(上限3回) ・網羅すべき情報が収集できなかったものの、訪問した事実に基づき、 上記②と同様に差額相当分と同額 が追加された	支給しない

※網羅すべき情報とは  
様式第4号に記載のある項目で、代表者名、事業の概要、事業の種類、第三者から聴取した内容及び聴取先などである。

※タイプ1-2について（再確認として）  
支部が収集する未手続情報で、各種団体からの情報や法務局の新設法人名簿閲覧による情報、地方公共団体の認可事業の情報、各種情報誌・新聞広告・電話帳・本部提供のNTTデータ・インターネット等からの情報、各種説明会出席者からの情報など、未手続の可能性のある事業情報を様々な手段・経路で収集する情報である。これらの未手続情報は、支部で、又は労働局と協議し、協力が得られる場合は、労働局でアンケート調査や厚生労働省HP「労働保険適用事業場検索システム」などとの突合により、手続済ではない労働者のいる事業であるかどうか精査し、手続済及び労働者のいない事業場をできる限り削除した上で、未手続事業名簿に登録する。

「成立手続済、労働者がいない等の手続勸奨対象外事業場」における支給要件の考え方について

要件	考え方
①労働局から情報提供を受けた事業	・要件のとおり
②臨戸訪問により事業主と面談すること	・原則、事業主との面談が望ましいが、確認すべき事項としている③の「労働者を雇用していないこと」④の「事業内容」及び「事業主氏名」について、事業主に準じて責任をもって回答できる者であれば、事業主でなくても差し支えないこととする。(例えば、事業を一緒に行っている親族などが該当。年少者や高齢者等、責任をもって回答できない者は不可となる。)
③事業は行っているが労働者を雇用していないことを事業主から直接聴取すること	・上記の考え方による。
④事業内容、事業主の氏名を確認すること	・事業主が教えないといった場合については、他の者からの確認等でも差し支えないこととする。
⑤「労働保険手続勸奨状況報告書」(様式4号)に確認した事実詳細を記載して提出すること	・様式4号の記載については、確認した事実等を必ず記載することを徹底すること。

## 労働保険事務組合運営等に係る相談窓口の設置

労働保険事務組合は、多くの中小零細企業から労働保険事務処理に関する事務委託を受け、労働保険適用・徴収業務に欠くことのできない役割を果たしております。

しかしながら、労働保険事務組合の認可数は減少しており、また、昨今、後継者不在等を理由に業務の継続が困難という事務組合が見受けられます。

このため、労働保険事務組合認可に向けた活動を行う団体及び事務組合継続に困難な事態に直面している会員事務組合を支援するために、神奈川支部では窓口を設置しております。

お気軽にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

### 相談窓口

設置場所：一般社団法人全国労働保険事務組合連合会神奈川支部  
 横浜市中区常盤町4-47 ニューイナズマビル5階  
 TEL045-210-9494  
 担当：事務局長 西村みゆき  
 相談時間：9時～15時（平日のみ）

# 労保連労働災害保険で財政基盤を強化しませんか!

労働災害保険推進委員長 高塚 弘道

## 労保連労働災害保険とは

労保連労働災害保険は、全国労保連の会員事務組合の委託事業主様だけが加入できる、いわゆる上乘せ労災で、委託事業場で働く労働者、委託事業主、取扱事務組合の三者にメリットのある制度です。

## 委託事業場で働く労働者のメリット

保険料は全額事業主負担で、労災保険給付に上乘せして、以下の補償を受けることができます。

- ①休業保険金（A型加入の場合のみ）  
休業4日目から1,092日分を限度に、休業1日につき被災者の給付基礎日額の20%
- ②障害保険金  
障害等級、保険の型と口数に応じ、被災者の給付基礎日額の12日～3,000日分
- ③死亡保険金  
保険の型と口数に応じ、被災者の給付基礎日額の600日～3,000日分
- ④死亡弔慰金 一律30万円

## 委託事業主のメリット

- ①民事損害賠償への備え  
労働災害において、使用者に安全配慮義務違反や過失等があると、高額な民事損害賠償を請求される可能性があります。その費用の全部又は一部を担保することができます。
- ②手頃な保険料  
(全国労保連のホームページで保険料の試算ができます)

業種番号	賃金総額 (年額)	保険料率 (%)	保険料 (年額)
94	1,000万円	0.0604	6,040円
98	1,000万円	0.0631	6,310円

注) 脳・心疾患等の補償あり、休業補償あり、死亡保障が給付基礎日額1,000日分の場合の例

- ③特別加入制度  
特別加入している事業主様は、自らも労働者と同様の補償を受けることができます。
- ④経営事項審査・下請事業担保特約  
建設業者様は、公共工事入札のための経営事項審査において15点加点されます。  
元請から下請した工事も一括して加入できます。

## 取扱事務組合のメリット

毎年、保険料の16%が手数料として取扱事務組合に支払われます。労働災害保険は一度契約に至ると、毎年更新される可能性が高いため、継続的な収入を見込むことができます。

## 加入状況等の推移

労働災害保険事業は、委託事業場様の労働福祉の向上に寄与する制度であり、会員事務組合及び支部の自主財源基盤強化の観点から皆様のご協力をいただいております。令和5年度は保険代理店事務組合数100組合、保険料額は4,000万円を目標に掲げ未達に終わりましたが、令和6年度は保険代理店事務組合数100組合、保険料額は4,300万円を目標に掲げました。また、全国労保連の第2次労保連労働災害事業推進計画として令和5年度から7年度の3年間の措置として①新規の契約事業場を取り扱った代理店②下請特約に係る契約事業場を取り扱った代理店に対して支援措置が行われます。

### 加入状況等の推移 (令和6年5月現在)

保険年度	取扱事務組合数 (うち契約有)	加入 事業場数	保険料(円)
令和3年	97 (71)	787	39,309,980
令和4年	95 (70)	770	39,409,980
令和5年	95 (67)	758	39,635,780

## 労保連労働災害保険を取扱うには

労保連労働災害保険を取扱うには、まず、全国労保連と保険代理店委託契約を締結し、厚生労働省に保険代理店設置の届出をする(取扱事務組合になる)必要があります。まだ取扱事務組合になっていない場合は、申込書をお送りしますので、事務局までご連絡下さい。令和3年より、芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師等、令和4年からは針きゅう師、歯科技工士等、令和6年11月からフリーランスも特別加入できるようになりました。

※申込書は全国労保連及び神奈川支部のホームページからもダウンロードできます。

## 労保連労働災害保険にご協力を願います。

保険年度(毎年8月1日から1年間)の途中からでも加入できますので、皆様のより一層のご協力をお願い致します!

# 総コン事業からのお知らせ

総コン改善委員長 進藤 泰子

令和6年度の年度更新が終わりました。総コンシステムのデータ提出に関し、皆様のご協力に感謝いたします。しかし、提出期限近に、説明会で伝達済みの「申告書とシステム上の申告済概算保険料相違」に関するご相談が散見されました。日頃からの確認をお願いいたします。

申告完了した総コン上の登録データに区切りをつけるため、「年度切替処理」の操作をお忘れなきようお願いいたします。年度切替処理を行わず、新規登録や委託解除入力を行うと、申告完了データが上書きされ、次年度のエラーや相違を作ることになります。

## 1. 三菱UFJファクターによる口座振替を利用して1年

現在までの預金口座振替依頼書提出件数は8,862件と利用事業所様が大幅に増えています。反面、依頼書不備等での返却が516件となっています。不備の理由は①印鑑相違、②肩書記載なし、③本人未確認（インターネットバンキング利用）等です。

## 2. 預金口座振替依頼書は、提出前に要確認

三菱UFJファクターからの返却が少なくなるよう、預金口座振替依頼書を各事務組合様から神奈川支部へ送付いただく際は、以下の注意点をご確認をお願いいたします。

### 預金口座振替依頼書の確認事項

- ①フリガナ相違・記入漏れはないか
- ②名義を省略していないか（例(株)等での記入は不可）
- ③科目（普通口座・当座口座）未記入
- ④肩書記入もれ（例「代表取締役」等の記入もれ）
- ⑤修正テープで訂正している
- ⑥二重線で訂正されているが訂正印がない

## 3. 預金口座振替依頼書提出期日

**9月13日（第2期振替）・12月13日（第3期振替）（今年度／事務局必着）**

振替依頼書不備で返却される場合、三菱UFJファクターへ提出してから1ヶ月程かかります。せっかく期日必着でも、不備返却の場合は振替日に間に合いませんから、提出はお早目をお勧めします。

尚、各事務組合様から受領した依頼書を三菱UFJファクターへ発送する前、神奈川支部にて記載内容点検・確認を行い、必要に応じて事務組合様へ確認の連絡をしております。

ご不明点は、事務局へお気軽にお問い合わせくださいませ。

フリーランス※の皆さまも、

令和6年秋から

特別加入により労災保険の補償

を受けられます！

※特定受託事業に従事する方

## ○労災保険の特別加入制度について

令和6年秋から、フリーランス（特定受託事業者）も、労災保険に特別加入できるようになります。労災保険に特別加入することにより、**工作中や通勤中のケガや病気、死亡に対して、補償を受けられます。**

## ○保険料について

年間保険料は、休業（補償）等給付などの給付額算定の基礎となる**給付基礎日額**（1日当たりの収入を基準として加入時に3,500円から25,000円までの16段階から選択し、都道府県労働局長が承認した額）の**365日分の0.3%**です。

例：給付基礎日額10,000円を選択した場合の**年間保険料**

$$10,000 \times 365 \times 3/1000 = \mathbf{10,950円}$$

## ○特別加入の対象となる事業

より詳しくは右記QRコード等より、リーフレット「フリーランスの皆さまへ」をご覧ください。



フリーランスの皆さま（※1）が企業など（※2）から業務委託を受けて行う事業、すなわち物品の製造（例：電子機器の製造）・役務の提供（例：通訳）などを企業等から委託されて行う、いわゆるBtoBの事業（特定受託事業）が特別加入の対象となります。また、上記の特定受託事業を行う方が、同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（いわゆるBtoCの事業を行う場合）のケガ等も、補償の対象となります。

※1 特定受託事業者のこと。特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）に規定する、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないものを指します。

※2 業務委託事業者のこと。業務委託を行う事業者を指します。

## ◇特別加入をする場合の手続き

特別加入の手続きは、都道府県労働局長の承認を受けた**特別加入団体**が行います。フリーランスの皆さまは、今後設立予定の特定受託業務の特別加入団体を通じて加入申請書を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

# 会 員 事 務 組 合 の 紹 介

## 安心して頼れる事務組合へ

湘南民主商工会労働保険事務組合

代表 長沢 隆輔

湘南民主商工会は、昭和23年に藤沢民主商工会として藤沢市内に誕生し、労働保険事務組合は昭和44年に認可を受け今年で55年になります。

湘南民主商工会は設立以来、地域の中小業者を取り巻く営業と生活を守る運動を行ってきました。運動だけではなく親睦を深める活動や健康診断を日曜日に行うなど、様々な活動もしています。現在会員数は300名程度、そのうち委託事業所数は63事業所と減少傾向にあります。

労働保険事務組合はこれからも、仕事に従事する従業員が安心して働けるよう事業所の労働保険の適正な加入を推進し、委託事業所への迅速・丁寧な対応や事務負担の軽減、また事務担当者へのわかりやすい説明を心掛け、地域に根差した事務組合となれるよう努力してまいります。



湘南民主商工会

## 事業主とのパートナー

綾瀬市商工会

会長 平本 康雄

綾瀬市は、神奈川県中部に位置する、人口約8.3万人の自治体です。

市内に鉄道駅がなく、2021年には東名高速道路の綾瀬スマートインターチェンジが開通し、周辺道路の交通状況にも大きな変化をもたらしています。

綾瀬市商工会は、地域の商工業者の発展と振興を目的に設立された団体で、地元企業や商店の経営支援をはじめ、地域経済の活性化に貢献するためにさまざまな活動を展開しています。当商工会は、経営相談や講習会の開催、情報提供などを通じて、会員企業の成長をサポートしています。

労働保険事務組合は、事業主にとって信頼できるパートナーであり、労働保険に関する煩わしい手続きを一手に引き受けることで、企業のリスク管理をサポートします。また、最新の法改正情報の提供や、個別の相談対応など、きめ細かなサービスを提供することで、地域の中小企業の安定経営を支えています。

綾瀬市商工会労働保険事務組合は昭和41年に認可を受け、現在133事業所から委託を受けております。これからも委託事業所の良きパートナーとしてサポートしてまいります。

▶ 綾瀬市商工会事務組合情報  
委託事業所数133 (令和6年7月1日現在)  
従業員数5名以下、74%



綾瀬市商工会



## うどん はるかぜ

三浦商工会議所 I.Y

「うどんはるかぜ」さんをご紹介します。  
三崎港バス停より徒歩3分。2015年に三崎にオープンした手打ちうどんのお店です。  
毎朝お店でその日のうどんを手打ちしています。  
また地元三崎の特産品『まぐろ』の料理にも力を入れていて、うどん屋さんでまぐろのオリジナルメニューが楽しめる評判です。  
おススメは『パクチーまぐろうどん』。自家製ツナをのせたさっぱりした味わいです。  
季節メニューでは『汁なし担々うどん』もおススメ。ピリ辛でさっぱり。夏にぴったりです。  
まぐろ料理では『まぐろセット』が人気！まぐろのユッケ、ハーブオイル煮、マグロの生ハムと紫玉ねぎのマリネ3点セットになっています。



今、マグロをハーブ類、レモンと一緒にオイルで低温調理して急速冷凍したお惣菜を開発中。レモンとハーブのさわやかな風味をお楽しみいただけると聞いています。パックをお皿代わりにアウトドアでも食べやすいお惣菜です。  
おしゃれなパッケージはお土産にも最適。  
ハーブは三浦市内の農家と提携して栽培から手掛けているそうです。  
こだわりのうどんとうどん屋さんのマグロ料理。お近くにお越しの際はぜひ立ち寄ってみてはいかがでしょうか？

**問い合わせ**

住所：神奈川県三浦市三崎3-5-1  
電話：046-815-7224  
営業時間：金土日 11:00~17:00 LO 16:00



私の趣味

## 「ひたすら歩く」

横浜西武電気工事協同組合 M. K

「アイデアが浮かばない。行き詰った。」 そのような時、最近購入したワイヤレスイヤホンを装着して、スマートフォンのラジオ番組アプリを聴きながら散歩に出かける。走るの苦手だから。

この日は、私鉄の駅前に7月末に開業するモールの様子を見たくて、自宅から片道約4kmのゴールを目指した。なるべく車輪が通らないような道をひたすら歩く。そして、なるべく人と交わらないようなコースを選ぶ。なぜなら、お気に入りのラジオ番組を聴きながら、笑顔をすれ違う人に見られたくないから。

門柱でスヤスヤと寝る猫を見つけた。その脇を車輪が往来しても、大声でおしゃべりしながら歩く学生たちにも全く動じることなく眠る。

鮮やかな新緑の麦畑の前で、思わず足を止める。青空と相乗的に映えるこのような風景を眺めたのは、いつ以来だろうか。

もうすぐゴールに到着しようとしたところ、老夫婦に道を尋ねられた。私もこの辺りに来たのは初めてなのだが、幸いご婦人はスマートフォンをお持ちだった。

ナビアプリ起動後に目的地を入力してご案内差し上げた。お互い便利さを実感した時だった。

ゴールの駅周辺は想像以上の風景であった。モールは開業前なので、人はほとんど見当たらないが、開業後の賑わいを想像してみた。

帰りは、行きとコースを変えて帰宅することにした。「ひたすら歩く」ことを習慣にして、長年悩まされた肩こりと腰痛は解消された。体重も減らすことができた。

加療に通っていた治療院の先生と、疎遠になってしまったことは申し訳ないが。





# 神奈川支部からのお知らせ



## 事務組合職員研修

今年度も職員研修は、ZOOMと会場研修といたします。

参加を検討している方、職歴の長短にかかわらず、どのコースも受講が可能です。

お申込みをお待ちしております。

## 基礎研修

日時 令和6年10月11日(金)  
10時00分～16時30分

場所 ZOOM

講義内容

- ①事務組合事務処理の概要と注意点
- ②雇用保険制度（適用・給付関係及び求職者給付関係）概要
- ③労災保険制度の概要及び労災保険給付（事例）
- ④事務組合事務処理（増減申告及び内部相殺等処理、滞納した場合）
- ⑤改正雇用保険法の概要

## 実務研修

日時 令和6年11月8日(金)  
10時00分～16時30分

場所 万国橋会議センター 401会議室

講義内容

- ①事務組合業務の留意点
- ②改正雇用保険法（2025年度施行）
- ③グループワーク

## 未手続事業一掃推進員研修会

日時 令和6年9月30日(月)  
14時00分～16時00分

場所 万国橋会議センター 401会議室

## 労働災害保険必須研修会

日時 令和6年9月19日(木)  
14時00分～16時00分

場所 HOTEL PLUMM

## 総コン新規利用説明会

日時 令和6年10月7日(月)  
14時00分～16時00分

場所 神奈川支部事務局会議室

## 労働保険が成立・事業委託を受けたら 保険関係成立の証を！

◆事業主は労働保険番号を掲示し、従業員に周知する義務があります。

◆事務組合は、事業主に保険関係成立之証を掲示することをすすめましょう。

●事務組合渡し値段（税込送料別）

A アルミ額縁（B 5版）	1,700円
B 金ラック額縁（B 5版）	1,500円
C フィルム封入	500円

## 退職金は“中退共”で

中退共制度は中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

取扱事務組合には、新規共済契約1件（1事業所）につき8,390円と加入従業員1名につき1,650円の事務費をお支払いいたします。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

詳しくは、神奈川支部事務局までお問合せください。

## 図書のご案内

◎令和6年度版

「労働保険事務組合事務担当者必携」

斡旋価格3,300円（送料別途）

## 機関誌「かながわ」

### 広告掲載募集

機関誌「かながわ」へ広告を掲載しませんか？  
お問い合わせは、左記までお願いします。

- 掲載料 1回 10,000円（税込）
- 部数 500部

お申込・お問合せ

神奈川支部事務局 ☎045-210-9494

担当：西村・鈴木

## 労働調査会 最新図書のご案内



### 労災保険 給付の手続き [改訂4版] 2024年1月発行の最新版!

(公社)東京労働基準協会連合会 発行 B5判/152頁  
定価 1,760円(本体 1,600円+税)送料別途

本書は、労働災害や通勤災害の発生から治癒するまでに、どのような労災保険給付手続きがあるかという基本的な流れを、図解や Q&A、様式記載例を交えてわかりやすく解説した手引書。労災事故が起きた場合に備えて、事業主や人事労務担当者が知っておきたい労災保険の手続きの実務や、災害発生時の対応に関する基礎知識をまとめている。

改訂4版では、令和5年9月に改正された「心理的負荷による精神障害の認定基準」の解説を加え、新しい「心理的負荷評価表」を掲載している。

(株)労働調査会 東京支社

※ご注文・お申込はFAXで

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-4-5(調査会ビル)  
電話 03-6858-3401 FAX03-6858-3402 担当 野田

フリーFAX 0120-801-811

## 労働新聞電子版が 人事労務の実務を広くサポート!

購読時と同じようにサービスが使える!

試して安心!  
**1カ月無料**の  
お試し利用も  
実施中!



### 労働新聞電子版の主なサービス内容

- 最新ニュース/連載/コラム
- 動画(セミナー/ニュース解説 他)
- 人事労務だより
- 規定例・通達・様式集DL
- セミナー
- 労働判例集
- 労働相談
- メールマガジン etc...



※ただし、書籍10%割引は適用されません

新聞紙面 + 電子版

豊富なサービスが  
すべて使い放題で 月額 **3850** 税込 円

詳しい料金体系は  
お問合せください!

お問い合わせ

労働新聞社 東京支社  
**03-3956-7171**

メール [tokyo@rodo.co.jp](mailto:tokyo@rodo.co.jp)

WEB <https://www.rodo.co.jp/>

労働新聞の  
WEBサイトは  
こちらから!



知らせる、現状を改善する ▶▶

### 機関紙誌

をつくる

ご一緒に考えます、取材編集から

読まれる、きちんと伝える ▶▶

### 広報紙誌

をつくる

企画・取材編集・デザインから

時代を学ぶ、次代へ伝える ▶▶

### 周年事業

イベント、セミナー

歴史を見つめ、  
新たな変革のエネルギーを

多様なメディアに対応 ▶▶

### 映像・音声

Web用ショートムービー  
「コール」 ふきこみ、スライド等

訴える力を魅せる ▶▶

### 高品質な カラー印刷

パンフレット・チラシ

効果ある宣伝物を作成 ▶▶

### 選挙

広報戦略・宣伝

調査、提案、デザイン、印刷、納品まで

伝える、声を聞く ▶▶

### Webサイト

デジタルメディアを活かす

広報戦略の中心へ、  
ご一緒に考え展開します

オンデマンド対応 ▶▶

### 横断幕、 大ポスター

1枚から、1部でも

◆ 中とじ・無線とじ、各種製本 ◆



株式会社 神奈川機関紙印刷所  
〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-1-12  
TEL 045(785)1700 FAX 045(784)6902  
E-mail: info@kki.co.jp

神奈川機関紙印刷所

検索

スキルアップ ▶▶

### 編集講座

講師・制作アドバイザ  
ー派遣

地域、団体単位でこまやかに

新しいメディアに対応 ▶▶

### 電子ブック

新聞、冊子を電子ブック化します

小ロットにも対応

自費出版・自分史制作も

一人親方等特定作業従事者団体の年度更新手続をもっと簡単にしませんか？

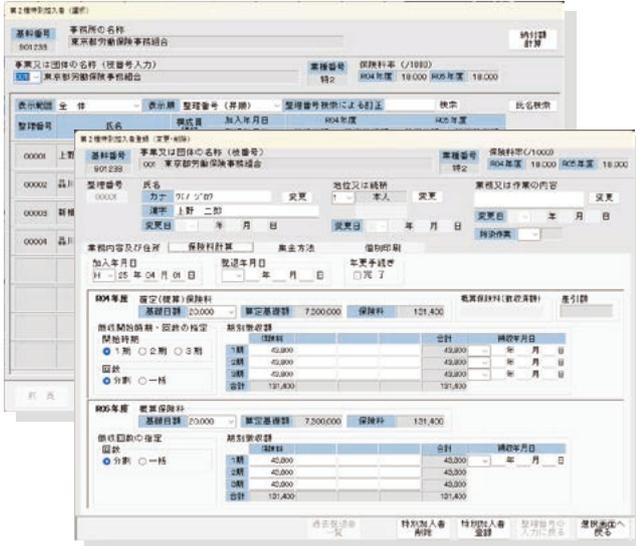


## 第2種特別加入登録システム

【販売価格】 33,000 円 (税込)

【保守料金】 11,000 円/年 (税込)

実際に業務に携わっている方々の意見を取り入れた、簡単に扱いやすいソフトです。



### ■ 主な特徴

- 建設の事業(特2)や旅客又は貨物の運送の事業(特1)など、**複数業種の処理がこのソフト1本で行えます。**
- 特別加入者から徴収する保険料の算出方法を、**4パターン中から選択**できます。
- いくつかの「当システム独自フォーマット帳票」は、**帳票に印字する文言等を自由に設定**できます。
- 保険料率改定等、随時対応!! **新年度の保険料を自動で再計算**します。
- 本システムに登録したデータを、**簡単にExcelに出力**できます。
- **保険料等の口座振替処理**の機能もございます。

### ■ 出力帳票 ※印刷を行う前に、画面で印刷イメージを確認できます。

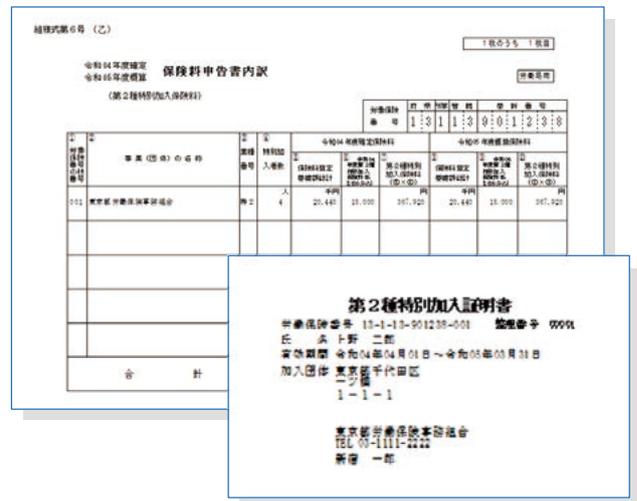
#### ● 年度更新手続提出書類

- ・ 保険料申告書内訳
- ・ 特別加入者名簿
- ・ 特殊計算対象者内訳
- ・ 第2種特別加入保険料集計表
- ・ 給付基礎日額変更申請書

#### ● 当社システム独自フォーマット帳票 (※1)

- ・ 継続加入確認リスト
- ・ 労働保険料等納入通知書
- ・ 労働保険料等領収書
- ・ 第2種特別加入証明書
- ・ 特別加入保険料一覧表…他

※1.全ての独自フォーマット帳票は、取りまとめ会社や取りまとめ人別に作成することができます。



### ■ 導入補助

- 他社システムをご利用の場合、**弊社指定のレイアウトに合わせてデータを作成していただければ、データのコンバートが行えます。**(別途費用がかかります。)

### ■ 対応Ver

OS : Windows10, 11  
Office : 2016以降、365



(一社)全国労働保険事務組合連合会  
神奈川支部

045-210-9494

株式会社 **横浜電算**

045-548-5751

お気軽にお問い合わせください